

# ブルネイにおける商標登録出願制度 概要



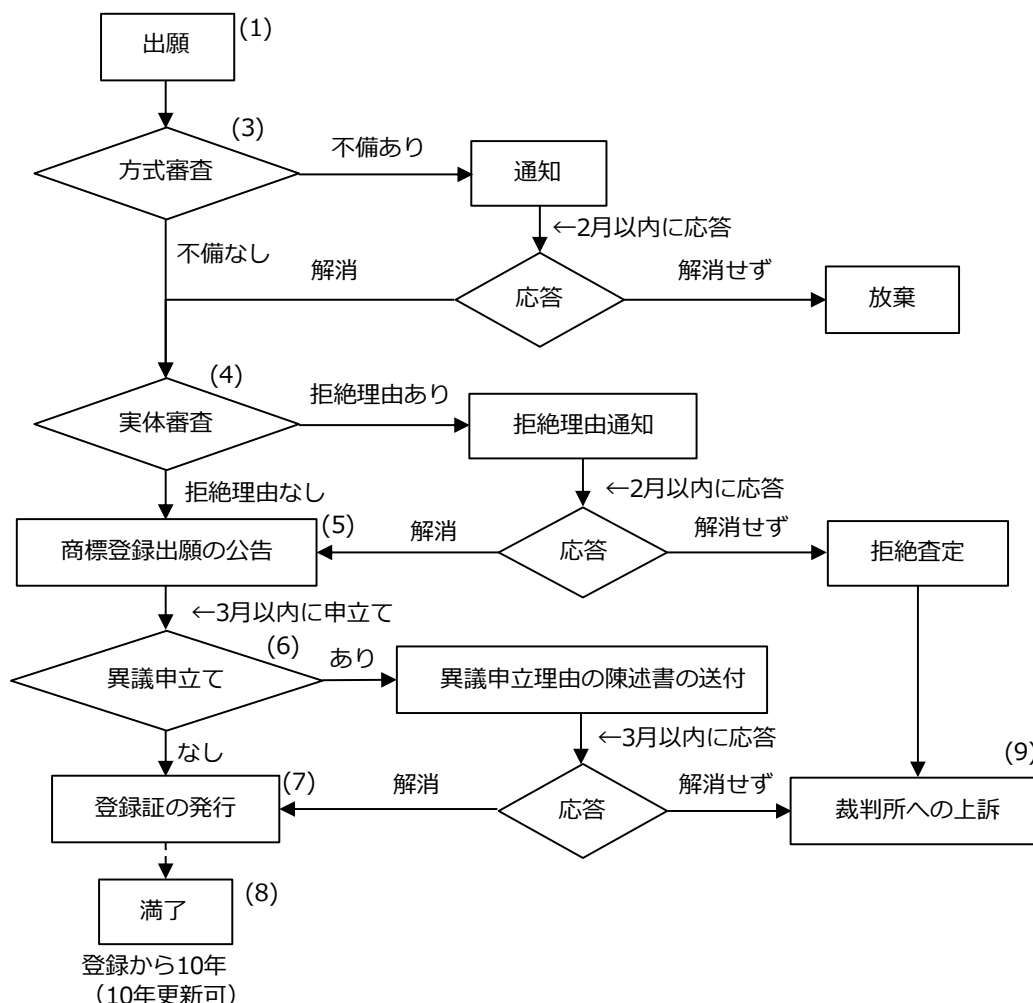
オンダ国際特許事務所  
(ONDA TECHNO Intl.Patent Attys.)

金森晃宏  
(弁理士)

特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生としてジェットロに出向し、2014年10月～2016年3月までジェットロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェットロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査（2016年度）」および「ASEAN 法律事務所調査（2017年度）」にも協力。

## ■ 商標登録出願手続の流れ

ブルネイにおける商標登録出願手続の流れに関し、以下にフローチャートを示す。  
チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



## ■ 詳細および留意点

## (1) 出願

・記載言語は、英語であり、商標登録出願には次のものを含める（商標法第 33 条（1））。

(a) 商標登録の請求

(b) 出願人の名称および住所

(c) 商標登録を求める商品またはサービスの陳述

(d) 商標の表示

・出願には、出願人またはその許諾により、当該商品またはサービスについて商標が使用されていることまたは出願人がそのように使用する誠意の意思を有していることを陳述する（同条（3））。

・上記（a）～（d）の事項を含む書面が提出された日が商標登録の出願日となる（商標法第 34 条）。

・先の出願に基づく優先権を主張する場合は、最初の出願がなされた日から 6 月以内に商標登録出願を行う（商標法第 36 条）。

・出願人は、登録前であれば、複数の商品またはサービスを含む出願を 2 以上の出願に分割することができる（商標規則 15）。

・一の商標登録出願で複数の商品またはサービスの分類を指定できる（商標規則 19（3））。

・連続商標については、複数の商標を一出願とすることができる（商標規則 17）。連続商標とは、その本質的部分が互いに類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違しているものをいう（商標法第 42 条）。

・ブルネイは、マドリッド協定議定書の加盟国であるため、国際商標登録に基づいて保護を求めることもできる。

## (2) 登録要件

・公序良俗に反する商標等（絶対的拒絶理由）や、他人の商標登録と同一または類似の商標等（相対的拒絶理由）に該当しないことが必要である（商標法第 6 条、第 7 条、第 8 条）。

・登録官は、他人の商標登録に類似するとして出願を拒絶した場合でも、その他人が同意すれば、出願商標の登録を認めることができる（商標法第8条（5））。

### （3）方式審査

・出願が受理されると、登録官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる。方式要件を満たさない場合には、出願人に不備の是正を求めるよう通知する。出願人は、通知日から2月以内に不備を是正することができる。不備が是正されなかった場合、出願は放棄されたものとして取り扱われる（商標規則21）。

### （4）実体審査

・実体審査では、出願が登録要件を満たすかについて審査される（商標法第38条（1））。審査において、登録官は、必要と認める範囲まで先の商標の調査を実施する（同条（2））。

・拒絶理由が発見された場合には、登録官は、拒絶理由を出願人に通知し、出願人は、通知の日から2月以内に、書面による意見陳述、補正等を行うことができる（同条（3）、商標規則24）。出願人による意見陳述等によっても拒絶理由が解消されない場合には、登録官は、出願の受理を拒絶する（同条（4））。

・拒絶理由が発見されなかった場合には、登録官は、出願を受理する（同条（5））。

### （5）商標登録出願の公告

・実体審査において登録官により受理された商標登録出願は、商標公報に公告される（商標法第39条（1）、商標規則26）。

### （6）異議申立て

・何人も、出願公告日から3月以内に、登録官に登録異議を申立てることができる（商標法第39条（2）、商標規則29（1））。出願人は、登録官から異議申立理由の陳述書が送付されてから3月以内に反対陳述を行うことができる（商標規則29（2））。

### (7) 登録証の発行

・商標登録出願が受理され、異議申立期間内に異議が申立てられなかった場合、または異議の申立てが却下された場合には、登録官は、商標を登録する（商標法第41条（1））。商標は、商標登録出願日付で登録され、その日が登録日となる（同条（3））。商標が登録された場合は、登録官は、その登録を公告し、出願人に対して登録証を発行する（同条（4））。

### (8) 存続期間および更新

・商標登録の存続期間は登録日から10年である（商標法第43条（1））。

・商標登録の存続期間は、10年間更新できる（商標法第43条（2）、第44条（1））。

・更新手続は、更新手数料の納付を条件に、存続期間満了前6月以内に行うことができる（商標法第44条（2））。また、存続期間満了後6月期間内は、更新手数料に加え、追加の更新手数料の納付を条件に更新手続を行うことができる（同条（3））。

### (9) 不服申立て

・登録官の決定に対しては、裁判所へ上訴することができる（商標法第70条）。

## ■ソース

ブルネイ商標法

ブルネイ商標規則

ブルネイ知的財産庁ウェブサイト

<http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/trade-marks.aspx>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）